

件名	第一種動物取扱業の登録更新について
受付日	令和元年6月24日
ご意見・ご提案の概要	<p>県では、第一種動物取扱業の登録更新について、どのように取り扱っているか。</p> <p>不適切な業者に対しては、しっかりと調査し監督責任を果たしてほしい。</p>
県の考え方	<p>第一種動物取扱業の登録については、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められた基準に適合し、犬猫等健康安全計画の提出があり、登録拒否要件に該当しなければ、登録をしなければならない制度となっており、登録更新も同様となっております。</p> <p>一方、法律の遵守事項が守られていない場合は、指導のうえ、勧告・命令、業務の停止命令等の行政処分を行うことができる制度となっております。</p> <p>県では、不適切な事案に対しては厳しく対応していく方針であり、定期的な立入調査や、行政処分を見据えた文書指導を行ってまいります。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課